



しぶや青色

平成25年 6月号 第512号 一般社団法人渋谷青色申告会事務局発行

〒150-0041

東京都渋谷区神南1-8-17

TEL 03 (3463) 7043

FAX 03 (3770) 8739

ホームページ

<http://www.428aoiro.jp/>

「納期の特例」の源泉所得税は7月10日（水）が納期限です

専従者給与・従業員給与等に対する給与所得の源泉徴収税額は、給与の支払月の翌月10日迄に納付するのが原則ですが、「納期の特例」の承認を受けている場合には、1月から6月分迄の合計額を、7月10日迄に納付します。この納付期限に1日でも遅れますと、延滞税がかかることがありますので、必ず期限内に納付して下さい。

★ 源泉所得税の指導を事務局で受けられる方に……これだけはお持ち下さい ★

1. 平成25年分 給与所得等に対する所得税源泉徴収簿（一人別徴収簿）
まだ「一人別徴収簿」を備え付けていない方は、1月～6月迄の給与の支払い状況を各人別に調べてお持ち下さい。（各月の支払日・総支給額・扶養状況等）
2. 税務署から送られてきた源泉所得税の納付書。
3. 納税額が発生しなくても、納付書は提出しなければなりません。（0証明）
4. 前回（平成24年7月～12月分）の納付書も、ご持参下さい。
前回、還付未済金等のある方は今回納付分に充当精算いたします。

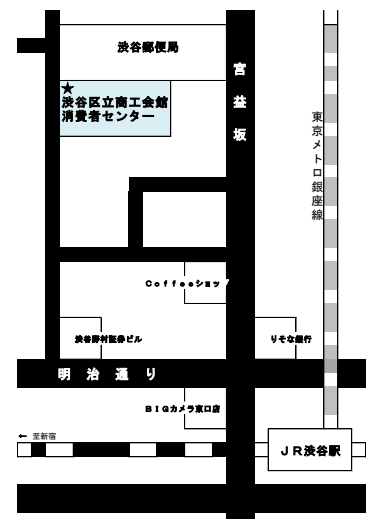
～ 青年部主催 挑戦してみよう！はじめてのパソコン会計 ～

● 会計ソフトで楽々複式簿記 弥生会計パソコン教室 ●

これから会計ソフトを使いはじめようとお考えの方向けの教室です。
弥生会計ソフトを使って、初期設定から日々の入力の仕方まで、
講義形式で分かりやすくご説明いたします。

★ パソコンでの簡単な文字入力・マウス操作ができる方が対象となります ★

日時	7月29日（月）・30日（火） 午前の部（不動産所得者向け） 9:30～12:30 午後の部（事業所得者向け） 13:30～16:30
会場	渋谷区立商工会館 6階 クラブ室 渋谷区渋谷1-12-5
定員	午前・午後の部 各7名
費用	無料
申込	事務局までお電話でどうぞ (Tel 3463-7043)



★ 第15回定時総会開催 ★

去る5月28日(火)午後4時00分より、南国酒家・原宿店地下1階「迎賓館」に於いて、第15回定時総会が開催されました。

議事に先立ち、永年功労役員2名、また退任役員10名の方々に対して、永年の青色申告会の会活動へのご尽力に敬意を表し、「会長感謝状」の贈呈が行われ、続いて川口会長が議長に就任し、各議案の審議に入りました。



三次
税務
署長

- 第1号議案 議事録署名人選任の件
- 第2号議案 第15期事業報告書承認の件
- 第3号議案 第15期収支計算書報告及び監査報告承認の件
- 第4号議案 第16期事業計画書(案)承認の件
- 第5号議案 第16期収支予算書(案)承認の件
- 第6号議案 役員改選(案)承認の件



川口
会長

各議案について、慎重な審議が行われ、原案のとおり承認可決されました。第15期(24年度)収支報告・第16期(25年度)事業計画書・収支予算書につきましては、2~3ページでご報告申し上げます。

最後に渋谷税務署長・三次直哉様よりご祝辞をいただき、午後5時10分閉会となりました。

一般会計	第15期 収支決算書		第16期 収支予算書
	平成24年4月1日から平成25年3月31日まで		平成25年4月1日から平成26年3月31日まで
勘定科目	予算額	決算額	予算額
I. 事業活動収支の部 (単位:円)			
1. 事業活動収入			
(1) 基本財産運用収入	1,500	1,250	1,000
(2) 特定資産運用収入	25,000	26,268	25,000
(3) 会費等収入	60,243,000	59,582,900	60,362,000
(4) 事業収入	20,260,000	21,162,937	20,860,000
(5) 雑収入	12,000	25,320	20,000
(6) 引当資産繰入金収入	1,000,000	1,859,720	2,000,000
事業活動収入計 A	81,541,500	82,658,395	83,268,000
2. 事業活動支出			
(1) 事業費支出	57,299,921	53,577,544	57,033,215
(2) 管理費支出	17,162,145	14,943,686	17,960,490
事業活動支出計 B	74,462,066	68,521,230	74,993,705
事業活動収支差額 A-B	7,079,434	14,137,165	8,274,295
II. 投資活動収支の部			
1. 投資活動収入			
(1) 固定資産売却収入	0	0	0
投資活動収入計 C	0	0	0
2. 投資活動支出			
(1) 固定資産取得支出	600,000	370,820	1,400,000
(2) 特定資産取得支出	5,713,520	14,009,893	6,045,640
投資活動支出計 D	6,313,520	14,380,713	7,445,640
投資活動収支差額 C-D	△ 6,313,520	△ 14,380,713	△ 7,445,640
III. 財務活動収支の部			
1. 財務活動収入	0	0	0
2. 財務活動支出	0	0	0
財務活動収支差額 E-F	0	0	0
IV. 予備費支出			
予備費支出	765,914	0	828,655
当期収支差額	0	△ 243,548	0
前期繰越収支差額	20,854,641	20,854,641	20,611,093
次期繰越収支差額	20,854,641	20,611,093	20,611,093

貸借対照表

平成25年3月31日現在

(単位:円)

勘定科目	金額	勘定科目	金額
【Ⅰ】資産の部		【Ⅱ】負債の部	
1. 流動資産		1. 流動負債	
(1) 現金預金	21,636,015	(1) 預り金	1,229,712
(2) その他流動資産	262,680	流動負債合計	1,229,712
流動資産合計	21,898,695		
2. 固定資産		2. 固定負債	
(1) 基本財産	5,000,000	(1) リース債務	447,615
(2) 特定資産	72,796,857	(2) 退職給与引当金	20,897,921
(3) その他固定資産	54,144,084	固定負債合計	21,345,536
固定資産合計	131,940,941	負債合計	22,575,248
資産合計	153,839,636	【Ⅲ】正味財産の部	
		1. 指定正味財産	
		(1) 指定正味財産	0
		指定正味財産合計	0
		2. 一般正味財産	
		(1) 一般正味財産	131,264,388
		一般正味財産合計	131,264,388
		(うち基本財産への充当額)	5,000,000
		正味財産合計	131,264,388
		負債及び正味財産合計	153,839,636
		負債及び正味財産合計	153,839,636

第16期（平成25年度）事業計画書（抜粋）

I. 基本方針

私たち青色申告会は、青色申告者が自主的に組織した納税者団体として、昭和25年の創設以来、一貫して青色申告制度の普及推進を通じ、わが国の税制の中核である申告納税制度の発展と、納税思想の高揚に重要な役割を果たしてまいりました。

新公益法人制度改革のもと、渋谷青色申告会は、4月1日、一般社団法人へ移行しました。

一般社団法人への移行は、新公益法人制度移行検討委員会における協議の成果が結実したものであります。

一般社団法人となっても、会員の発展に資するため、ニーズに応じた事業を展開して行くことが一般社団法人渋谷青色申告会の使命であることは、従来と何ら変更はありません。

ところで、景気回復の兆しが政府や大企業中心に取り上げられていますが、地域社会や会員事業所はもとより、市民の生活においても極めて厳しい状況は依然として続いています。

また、消費税の増税等、税制の環境も大きく変わろうとしています。

私たち青色申告会は、厳しい環境の中にあっても会勢拡大に向けて前進していくため、「申告納税制度を推進し、納税道義の高揚を図り、税務行政の円滑な執行に寄与し、社会の発展に貢献する」ための公益活動を、積極的に展開していかなければなりません。

【重点項目】

- (1) 青色申告制度の普及推進を通じて、健全な納税者の育成を図り、地域に密着した公益活動の充実に努めます。
- (2) 関係民間団体と協調し、会員及び一般納税者への税に関する啓発活動を高めるとともに、租税教育活動をはじめとした公益活動に積極的に取り組みます。
- (3) 地域社会の信頼に応えるため組織基盤の強化、あわせて年間を通じた会勢拡大運動を展開します。
- (4) 情報公開に努め、会組織の公益性を希求し、社会の変化に対応した組織運営と事務局体制の強化を図ります。
- (5) 「e-Tax」への対応など指導環境の整備と会員への普及育成に努めるため、事務局指導体制の向上に努めます。

◆ 土曜・日曜日の「事務局」営業のお知らせ ◆

7月6日（土）、7日（日） 9時～12時は業務を行っています。

平日、事務局を利用できない方はぜひこの機会にお越しください。（源泉所得税・記帳相談等）

● 6月の税務相談日 ●

当会会員の税理士による
「税務相談会」を是非ご利用下さい

日 時	7月17日(水) 午前10時～午後4時
場 所	(一社) 渋谷青色申告会事務局
費 用	無 料 (1人約1時間を予定)
ご予約制です。事務局までお電話でどうぞ (TEL 3463-7043)	

保険相談

毎週火曜日
渋谷青色申告会事務局にて



☆保険料を安くしたい。
☆たくさん入っている保険を整理したい。
☆保険のことがよくわからない。

など、何でもお気軽にご相談ください。

※2000～3000円ぐらいから始められる保障もございます。



担当：(株) サンクス 笠井
電話：0120-80-1781

● 都税についてのお知らせ ●

6月は固定資産税・都市計画税第1期分の納期です (23区内)

固定資産税・都市計画税(23区内)の納税通知書は、6月3日(月)に発送します。

<納期限> 平成25年7月1日(月)

<ご利用になれる納付方法・場所>


- ① 金融機関※¹・郵便局・都税事務所・都税支所・支庁の窓口
- ② 口座振替※²
- ③ コンビニエンスストア※³



<利用可能なコンビニエンスストア>

くらしハウス ココストア コミュニティ・ストア サークルK サンクス スリーエイト スリーエフ
生活彩家 セブン-イレブン デイリーヤマザキ ファミリーマート ポプラ ミニストップ
ヤマザキデイリーストアー ローソン MMK 設置店(コンビニ以外の店舗を含む。ただし、無人端末は除く。)


*領収証書及びレシートを必ず受け取り、大切に保管してください。

- ④ 金融機関※¹・郵便局の  (ペイジー)対応のATM※⁴、インターネットバンキング※⁴、モバイルバンキング※⁴

※¹ 一部、都税の取扱いをしていない金融機関があります。

※² お申込方法等の詳細は、主税局徴収部納税推進課口座振替係(03-5912-7520)へお問い合わせください。

※³ 納付書1枚あたりの合計金額が30万円までのものが納付できます。

※⁴ ○  (ペイジーマーク)の入っている都税の納付書に限ります。

○領収証書は発行されません(領収証書が必要な方は、金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアでご納付ください)。なお、ペイジーで納付した場合に限り、「都税納税確認書」を発行していますので、ご希望の方は各都税事務所までご連絡ください。

○新規にインターネットバンキングやモバイルバンキングをご利用する方は、事前に金融機関へのお申込みが必要です。

○保守点検作業のため、一時的にご利用できない場合があります。詳しくは、主税局ホームページ

(<http://www.tax.metro.tokyo.jp/>)の「都税の納税等について」をご覧ください。

東京都 主税局

検索 

固定資産税・都市計画税の納税には、安心便利な口座振替をご利用ください。

お申込みは、口座振替を開始しようとする月の前月の10日までに、納税通知書に同封されているハガキでお申込みください。また、依頼書は主税局ホームページからもダウンロードできますので、そちらもご利用ください。(平成25年8月12日(月)までにお申込みいただくと、9月の第2期分から口座振替をご利用いただけます。)

<口座振替のお問い合わせ先>

主税局徴収部納税推進課口座振替係(03-5912-7520)